

2023年6月吉日

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

新NISA制度に係る投資信託約款の変更予定に関するお知らせ

平素より、弊社の投資信託をご愛顧いただき、誠に有り難うございます。

さて、弊社の投資信託につきまして、今後、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますので予めお知らせいたします。

なお、本件につきまして、受益者の皆様の手続きは不要です。弊社にてすべての手続きを完了いたします。

<対象ファンド>

ファンド名称	新NISA制度	約款変更予定日
明治安田アメリカ株式ファンド	成長投資枠	2023年7月20日
明治安田アメリカ株式マザーファンド	—	2023年7月20日

<変更内容>

- ・デリバティブ取引制限（利用目的をヘッジ目的及び現物代替に限定）

<変更理由>

投資家の皆様へ新NISA制度を活用した投資機会を提供するため、デリバティブ取引の利用目的に関する要件に適合させるための約款変更を行うものです。なお、当ファンドの実質的な運用への影響はございません。

<照会先>

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【当該投資信託約款に係る新旧対照表（案）】

追加型証券投資信託

明治安田アメリカ株式ファンド

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ①～④ 〈略〉</p> <p>⑤ <u>信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</u></p> <p>⑥ <u>信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</u></p> <p>⑦ <u>信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。</u></p> <p>⑧～⑨ 〈略〉</p> <p>(3) 投資制限 ①～⑦ 〈略〉</p> <p>⑧ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の</u></p>	<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ①～④ 〈略〉</p> <p>⑤ <u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</u></p> <p>⑥ <u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</u></p> <p>⑦ <u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。</u></p> <p>⑧～⑨ 〈略〉</p> <p>(3) 投資制限 ①～⑦ 〈略〉</p> <p>⑧ <u>有価証券先物取引等は、約款第 25 条の</u></p>

新	旧
<p><u>5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑨ <u>(削除)</u></p> <p>⑩ <u>(削除)</u></p>	<p><u>範囲で行います。</u></p> <p>⑨ スワップ取引は、約款第 26 条の範囲で行います。</p> <p>⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は約款 27 条の範囲で行います。</p>

約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 25 条 <u>委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）</u>、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>②<u>委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>③<u>委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 26 条 <u>委託者は、異なった通貨、異なった受</u></p>	<p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 25 条 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）</u>、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>②<u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>③<u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 26 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効</u></p>

新	旧
<p>取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～⑤ 〈略〉</p> <p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲） 第 27 条 <u>委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>（外国為替予約の指図） 第 32 条 <u>委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③ 〈略〉</p>	<p><u>率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～⑤ 〈略〉</p> <p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲） 第 27 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>（外国為替予約の指図） 第 32 条 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③ 〈略〉</p>

親投資信託

明治安田アメリカ株式マザーファンド

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ①～④ 〈略〉</p> <p>⑤ <u>信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オ</u></p>	<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ①～④ 〈略〉</p> <p>⑤ <u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、</u></p>

新	旧
<p>プッシュ取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</p> <p>⑥ <u>信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</u></p> <p>⑦ <u>信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。</u></p> <p>⑧～⑨ 〈略〉</p>	<p>通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</p> <p>⑥ <u>信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</u></p> <p>⑦ <u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。</u></p> <p>⑧～⑨ 〈略〉</p>
<p>(3) 投資制限 ①～⑦ 〈略〉</p> <p>⑧ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑨ <u>（削除）</u></p> <p>⑩ <u>（削除）</u></p>	<p>(3) 投資制限 ①～⑦ 〈略〉</p> <p>⑧ <u>有価証券先物取引等は、約款第 17 条の範囲で行います。</u></p> <p>⑨ <u>スワップ取引は、約款第 18 条の範囲で行います。</u></p> <p>⑩ <u>金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 19 条の範囲で行います。</u></p>

約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
(先物取引等の運用指図・目的・範囲)	(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

新	旧
<p>第 17 条 <u>委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）</u>、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>② <u>委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>③ <u>委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>第 18 条 <u>委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>第 19 条 <u>委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</u></p>	<p>第 17 条 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）</u>、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>② <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>③ <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>第 18 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>第 19 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</u></p>

新	旧
<p>②～④ 〈略〉</p> <p>(外国為替予約の指図)</p> <p>第 24 条 <u>委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③ 〈略〉</p>	<p>②～④ 〈略〉</p> <p>(外国為替予約の指図)</p> <p>第 24 条 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③ 〈略〉</p>

以上